

確認申請審査権限対象表

法第6条1項各号	建築物の種類	権限
1号	法別表第1(い)欄の特殊建築物で床面積の合計が100㎡を超えるもの	特定行政庁 (石狩振興局) ※3号(木造以外) 5,000㎡超え 又は6F以上 (北海道庁)
2号	木造で ①階数が3以上のもの ②延べ床面積が500㎡を超えるもの ③高さが13m、軒高が9mを超えるもの	
3号	木造以外で ①階数が2以上のもの ②延べ床面積が200㎡を超えるもの	
4号	上記、1号～3号以外のもの	限定特定行政庁 (恵庭市)

令138条及び令148条	おもな 工作物 の種類	権限
令138条	高さ10mを超える煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く)	特定行政庁 (石狩振興局)
	高さ10mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
	高さが3mを超える擁壁	
	下記令148条2号該当以外の工作物で確認が必要なもの	
	下記令148条2号該当の工作物でも法第6条1～3号の建築物の敷地内に築造するもの	
令第148条2号	高さ6mを超え10m以下の煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く)	限定特定行政庁 (恵庭市)
	高さ4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
	高さが2mを超え3m以下の擁壁	

法第93条及び令第147条の3	消防同意必要建築物の種類	同意部署
消防同意	①防火地域及び準防火地域内に建築する場合 ②一戸建ての住宅以外を建築する場合(①以外の地域内) ③一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の面積の合計が延べ面積の 1/2 以上であるもの又は50㎡を超えるもの	恵庭市消防署予防課設備担当